

被災明細書

整理番号	A	
------	---	--

平成 年 月 日

住 所

事業場名

代表者職氏名 印

被害前の事業財産 (注1)		被 害 財 産				損害割合(注3)	備 考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	$[\frac{⑥}{②} \times 100\%]$	
合 計							

注1. 「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。 2. 「②価格」は、被災時の時価で記載してください
3. 「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

被 災 明 細 書						整理番号 A
平成 年 月 日						
住 所						
事業場名						
代表者職氏名 印						

被害前の事業財産 (注1)		被 害 財 産				損害割合(注3)	備 考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	[⑥/②×100%]	
土地	10,000,000		1,000,000	200,000	800,000	37.00%	
建物	20,000,000		15,000,000	2,000,000	13,000,000		
機械	8,000,000		2,000,000	1,000,000	1,000,000		
車両	2,000,000		0	0	0		
有形固定資産計	40,000,000		18,000,000	3,200,000	14,800,000		
製品	5,000,000		3,000,000	1,000,000	2,000,000	33.33%	
原材料	1,000,000		0	0	0		
棚卸資産計	6,000,000		3,000,000	1,000,000	2,000,000		
合 計	46,000,000		21,000,000	4,200,000	16,800,000	36.52%	

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。 2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

※「納付猶予の承認に当たっての考え方(国税通則法第46条第1項関係)」の(2)「ただし、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産(有形固定資産・棚卸資産等)である場合には、損失の割合(納付者の全積極的財産の価値に占める割合が、おおむね20%以上)は、その重要な財産の区分ごとに判定しても差し支えない。